

西讃聴覚障害者自立支援の会 運営規約

第1章 総則

第1条 (名 称)

本会は「西讃聴覚障害者自立支援の会（以下「本会）」と称する。

第2条 (所在地)

事務局は香川県観音寺市木之郷町 1116 番地 1 西讃ふくろうセンター内に置く。

第3条 (目 的)

本会は聴覚障害者の社会参加を促進し、多様化するニーズに応えるために、聴覚障害者主体による生涯教育と自立支援の場として、西讃地域内全ての聴覚障害者を対象とした支援事業を行う。

また、交流と情報提供を通して、よりよい人間関係と自立協調の精神を身につける場とするとともに、災害における支援活動の拠点ともする。

第4条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者問題に関する各種相談事業
- (2) 聴覚障害者への情報提供・コミュニケーション支援事業
- (3) 自立生活・支援事業
- (4) 災害時の緊急時における支援・救護事業
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第5条 (会 員)

本会の会員は次の通りとする。

賛助会員 本会の主旨に賛同し、資金的援助及び活動などに協力できる個人

利用会員 本会の主旨に賛同し、介助を希望する障害を持つ個人

第6条 (入 会)

賛助会員になろうとする者は、賛助会員加入申込書を会長に提出し、会費を納入しなければならない。

利用会員になろうとする者は、利用会員入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認後、会費を納入しなければならない。

第7条 (会 費)

会費は運営委員会において、別に定める。

第8条 (退 会)

- (1) 退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。
- (2) 死亡したときは、退会したものとみなす。

第9条 (除 名)

- (1) 会員が次の各号にいずれかに該当するときは運営委員会において、運営委員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。
 - ① 会費を2年以上納入しないとき
 - ② 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき
- (2) 前項の規定により、会員を除名しようとするときは除名の議決を行う運営委員会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 (抛出金品の不返還)

退会または除名された会員が既に納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

第2章 運営委員会

第11条 (運営委員会)

- (1) 運営委員会は、本会の運営の基本的な方針を決定し、監督する。
- (2) 運営委員会は、委員数を8名以内とし、障害を持つ委員が過半数を占めるものとする。
- (3) 運営委員会は、複数の会計監査役を置く。
- (4) 運営委員会は、年6回以上行い、必要に応じて臨時の運営委員会を行う。
- (5) 臨時の運営委員会は、代表及び事務局長の協議で召集できる。
- (6) 運営委員会は、本会の活動に関して、連帯して責任を負う

第12条 (代 表)

- (1) 代表は運営委員会によって選出され、本会を代表する。
- (2) 代表の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 事務局

第13条 (事務局長)

- (1) 事務局長は、運営委員会によって選任され、事務局を統括する。
- (2) 事務局長の任期は、3年とする。但し、再任は妨げない。

第14条 (事務局)

- (1) 本会の日常業務は、代表と事務局で行う。
- (2) 事務局は、事務局長と事務局スタッフで構成される。
- (3) 事務局会議の討議内容や決定事項は機関紙などで会員に公表する。

第4章 会計

第15条 (資産の構成)

本会の資産は、次の通りである。

- (1) 公的な助成金
- (2) 賛助会員会費
- (3) 利用会員会費
- (4) 寄付金品
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- (1) 本会の年度予算は、運営委員会の承認を得て定める。但し、予算が可決されるまでは前年度の予算を基準として執行する。
- (2) 決算は次の年度に運営委員会の承認を得なければならない。

第5章 規約の変更及び解散

第17条 (変更)

この規約の変更は、運営委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 (解散及び残余財産の処分)

- (1) 本会の解散は、運営委員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- (2) 残余財産の処分は、運営委員会によって決定する。

(付則)

- (1) この規約は、2006年4月1日から施行する。
- (2) 本会の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立時(2006年4月1日)から2007年3月31日までとする。
- (3) 本会規約は2010年4月1日より一部改正・実施